

# 結婚の〈正統性〉を問い直す

— 『若草物語』『赤毛のアン』を手がかりに—

寺崎真子

# 目次

はじめに

1. 制度が描く〈正統性〉—婚姻制度の視点から
  1. 1 結婚の制度的側面
  1. 2 婚姻制度の歴史
  1. 3 現代婚姻制度における〈正統性〉の作用
  
2. 文化が描く〈正統性〉—近代家族の視点から
  2. 1 結婚の文化的側面
  2. 2 近代家族モデルの成立と展開
  2. 3 日本における受容と定着
  2. 4 現代の結婚における〈正統性〉の作用
  
3. 少女小説が語る〈正統性〉
  3. 1 少女小説の規範的役割
  3. 2 『若草物語』における〈正統性〉
    3. 2. 1 『若草物語』概要
    3. 2. 2 『若草物語』と結婚
  3. 3 『赤毛のアン』における〈正統性〉
    3. 3. 1 『赤毛のアン』概要
    3. 3. 2 『赤毛のアン』と結婚
  
4. 少女小説が語る家族—〈正統性〉を越えて
  4. 1 『若草物語』における家族
  4. 2 『赤毛のアン』における家族
  
5. 結婚の再構想
  5. 1 結婚の〈正統性〉が生む排除
  5. 2 ブレイク「最小結婚」論の検討
  5. 3 結婚の〈正統性〉を問い直す

おわりに

参考・引用文献

## はじめに

結婚や家族をめぐる問題は、現代社会において繰り返し議論の対象となってきた。結婚の在り方や家族形態の変化に関する議論は、少子化、労働、福祉、ジェンダーなど、様々な領域と結びつきながら展開されている。とりわけ近年では、社会的課題を論じる文脈において、結婚が家族形成の前提として推進される場面も少なくない。しかし、この前提は果たして自明のものと言えるのだろうか。結婚によって規定される特定の関係のかたちが、なぜ家族形成の入り口として当然視されているのか、またその前提はどのように形成されてきたのかを問い直すことが、本研究の出発点である。

結婚はしばしば個人の選択や価値観の問題として語られる一方で、法制度や社会的慣行を通じて、特定の関係を〈家族〉として承認する枠組みとして機能してきた。結婚は、一定の關係に法的利益や社会的承認を与える一方で、その枠組みに当てはまらない關係を想定の外に置く。このような結婚の位置づけは、私たちが家族をどのようなものとして理解しているのかを考えるうえで、重要な前提となっている。

本論文では、こうした結婚の位置づけを〈正統性〉という観点から捉える。ここでいう結婚の〈正統性〉とは、結婚という關係のかたちが、制度や文化を通じて家族の正しいかたちとして扱われ、自然なものとして疑問の対象になりにくくなる作用を指す。結婚が家族形成の入り口としてどのように位置づけられてきたのかを検討することは、結婚や家族をめぐる議論を、個人の価値観や選択の問題に還元せず捉えるための手がかりとなる。

本論文の目的は、家族形成の中心として自明視されてきた〈結婚〉という枠組みを問い直し、〈結婚〉や〈家族〉を、より多様な關係を包摂しうるものとして捉え直すことである。そのために、日本の婚姻制度および近代家族モデルを対象とし、結婚がどのような前提のもとで正統な關係として位置づけられてきたのかを、制度的・文化的側面の双方から整理する。さらに、文化的表象として 19 世紀後半から 20 世紀前半に書かれた北米の少女小説に注目し、結婚や家族がどのように物語られてきたのかを検討する。

本論文では、婚姻制度や近代家族に関する先行研究を参照しながら制度分析を行うとともに、『赤毛のアン』シリーズおよび『若草物語』シリーズを分析対象として、物語の中で結婚や家族がどのように描かれているのかを検討する。結婚や家族を否定することを目的とするのではなく、その特定の枠組みに当てはまらない關係を可視化することを通じて、結婚が独占してきた承認の枠組みを問い直し、結婚という制度や文化を再構想するための視点を導くことを目指す。

本論文の構成は次のとおりである。第 1 章では、日本の婚姻制度の基本構造と歴史を整理し、結婚が正統な關係を規定してきたことを確認する。第 2 章では、近代家族モデルの成立と展開を検討し、結婚の正統性が文化的に支えられてきたことを確認する。第 3 章では『若草物語』『赤毛のアン』における結婚の描かれ方を分析する。第 4 章では、同作品に描かれる従来型の家族の枠組みに必ずしも当てはまらない家族的実践に注目する。第 5 章では、以上の検討を踏まえ、結婚と家族の關係をどのように考え直しうるのかについて考察する。

## 1. 制度が描く〈正統性〉—婚姻制度の視点から

本章では、結婚が「公的に承認される関係」として制度化されることで、どのような関係を正統として立て、どのような権利配分を通じてその正統性を維持しているのかを示す。そのために、婚姻制度の基本構造と歴史的形成過程、そして現代の運用を整理し、婚姻制度が社会に与えてきた枠組みとその特徴を明らかにすることを目的とする。

### 1. 1 結婚の制度的側面

結婚はしばしば恋愛や共同生活といった私的・情緒的次元で理解される。しかし一方で、結婚には公的承認や権利・義務といった制度的側面が組み込まれていることも指摘されてきた。本節では、この制度的側面に焦点を当て、結婚がいかにして公的枠組みの中に位置づけられているのかを検討する。

結婚が制度的側面を帯びることは、文化人類学者のウィリアム・N・スティーブンスの定義からも示唆される。スティーブンス (1971=1963: 4) は結婚について、以下のように述べる。

結婚は永続的であるという観念をもって企図され、公に披露されることをもって始まる、社会的に適法な性的結合である。結婚は多かれ少なかれ明示的な結婚契約に基づいており、その契約は配偶者どうしおよび配偶者と将来の子供との間の、交互の権利義務を明示するものである。

この定義における「適法性」「結婚契約」といった要素に着目すると、結婚は単なる私的な結びつきだけでは説明できない、制度的な枠組みを含むものであることが理解できる。

こうした結婚の制度性は、現代日本において、主として婚姻制度を通じて具体的な制度構造として現れる。したがって本節では、この制度的側面をより明確に示すものとして日本の婚姻制度を扱い、その制度的性質を構造的に確認する。

日本の婚姻制度は、憲法 24 条の理念のもとで構想されている。同条は婚姻を個人の尊厳と両性の平等に基づく社会的関係として規定し、婚姻及び家族法がこの理念に立脚して立法されるべきことを明示している。

この憲法上の理念に基づき、民法は婚姻の成立要件、効果、さらには離婚に至るまでの法的枠組みを詳細に定めている。まず、民法 739 条は「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」と規定し、当事者の合意のみでは婚姻は法的に成立せず、国家への届出という公的手続きが不可欠であることを示す。田間泰子 (2015: 44) は、この届出主義を近代国家が家族関係を法制度のもとで組織化してきた過程を象徴するものとして挙げる。すなわち、婚姻が国家の承認を基盤とした制度的関係として構築されていると指摘することができる。

婚姻が成立すると、夫婦には法的義務が生じる。民法 752 条は「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない」と定め、互いの生活を支える責務を制度的に位置づける。また、日常家事債務について夫婦が連帯して責任を負うとする民法 761 条により、家計運営に

関する義務も制度化されている。婚姻費用の分担義務（民法 760 条）も、共同生活を維持する責任を法的に構造化する規定である。さらに、民法 763 条以下は離婚手続を規定し、協議離婚であっても届出が必要であり、協議が整わない場合には調停や裁判といった公的手続きが求められる。一方的に婚姻を終了させることは容易には認められず、離婚は私人間の意思のみでは完結しない制度的枠組みによって処理される。

加えて、民法の条文構造には男女二元的な婚姻モデルが組み込まれている。民法 750 条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」、772 条「妻が婚姻中に懐胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する」といった文言からは、異性愛的な生殖モデルを制度の基盤として想定していることを示す。

以上のように、現行制度における婚姻は、憲法 24 条の理念のもとで国家が承認する公的關係として構築されている。そして、男女二元制の条文構造と、夫婦・親子による共同生活・相互扶助を基本とする婚姻モデルを制度設計の前提に据える点に、現行制度の特徴があると言える。この制度的前提が、婚姻を制度上の正統な関係として位置づける基盤となっている。

## 1. 2 婚姻制度の歴史

では、私的な関係性が制度として公的枠組みの中に位置づけられているのはなぜか。この背景には、家族が社会において一定の役割を果たしてきたからだという指摘がある。二宮周平（2007: 40-41）は、家族の持つ生殖や生活保障、情緒安定の場としての機能は、社会にとっても人口維持、労働力の再生産、文化の伝承と保持、社会の安定化に不可欠であると指摘する。こうした家族機能を安定的に確保するため、近代国家は結婚を法律上の制度とし、婚姻可能な者の範囲（婚姻年齢・重婚や近親婚の禁止など）を定め、婚姻を国家への届出により成立させ、婚姻に伴う義務や権利を付与し、一方的な離婚を否定してきたのである。すなわち、婚姻制度は、家族という社会的基盤を統制し管理するための国家的要請のもとで形成されてきたと理解できる。

こうした国家的要請は、日本においても近代国家の形成が進んだ明治期に具体化された。理由として、当時の日本が近代国家としての統治体制を整える必要があったことが指摘されている。阪井祐一郎（2024: 41）は、1872 年に作成された壬申戸籍について、欧米列強の脅威を背景に挙げながら、国民を管理・把握するための制度として導入されたものであったと述べる。このような戸籍制度の成立は、家族を国家統治の単位とする制度の基盤となった。堀江有里（2022: 182-183）は、壬申戸籍は当初「戸」を単位としていたものの、近代化・産業化に伴う人口移動の増加により単位としての機能を失い、1886 年の明治 19 年戸籍では「家」という観念が用いられたと説明する。戸籍は戸主を中心とした家族関係の身分登録制度へと転換し、国家が家族を一体として把握するための制度的基盤が整えられたのである。

また、1898 年に制定された明治民法は、この戸籍制度を前提として家制度を法的に確立した。家制度とは「戸主権と長男子の単独相続である家督相続を中心とする制度」（阪井 2024: 42）であり、この時代において結婚は「家」の維持・継承のための手段となった（阪井 2024: 43）。長志珠絵（2023: 56）は、明治民法が法律婚・異性婚・男系の嫡出主義を皆

婚社会の基礎としたと主張する。婚姻は家制度のもと、家族形成の〈正統〉な枠組みを構築したとも言えるだろう。

家制度は、「家族国家観」というイデオロギーと親和性があったと指摘される。家族国家観とは「国家を、天皇家を中心とする一大家族とみなし、国民管理を支えるためのイデオロギー」（堀江 2022: 180）である。この「家族国家観」は、天皇が与える家族的な情愛を媒介に、それを受け取る国民がこのイデオロギーそのものを支え、再生産していくという仕組みで機能してきた（堀江 2022: 180）。すなわち、明治期の婚姻制度は、家族を統治単位とすることで、強い近代国家としての日本をつくりたいという国家的要請を叶えるものとして機能したと指摘できる。

この婚姻制度は戦時下においても国家的要請のもとで大きく利用されたことが指摘されている。阪井（2024: 65-74）は、1930年代以降、強い近代国家を形成する目的で、結婚の位置づけが家制度的な道徳のみならず、優生学・人口学的観点からも強化されたと指摘する。1938年の国家総動員法や1940年の大政翼賛会の指導のもと「結婚報国」という理念が掲げられ、結婚が公益に奉仕する手段となったのである。

一方、戦後の日本国憲法は、戦前の婚姻・家族観に対して抜本的な転換を図った。憲法24条は「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」（第24条第1項）と規定する。安西文雄（2024a: 2-3）は、憲法制定のプロセスに着目し、この「両性の合意のみ」という文言は、親による強制ではなく、当事者同士の合意にのみ基づくことが企図されていると主張する。これを受け、戦前民法にあった戸主制度や家督相続権なども廃止され、法律としての家制度が廃止されたのである（阪井 2024: 77）。婚姻は当事者同士の合意へと再編されたと言えるだろう。

以上のように、近代以降の婚姻制度は家族機能の国家的統制を目的として制度化され、戸籍制度・家制度・人口政策などと密接に結びつきながら、異性婚を中心とした血縁的親子関係を家族の標準形として位置づけてきた。同時に、こうして形成されてきた〈正統性〉は、婚姻をめぐる関係性に一定の境界を設定するものであり、その境界の在り方は現行制度にも影響を及ぼしている。次節では、このような〈正統性〉が現代においていかなる形で関係性の多様性を制約し、どのような課題を生み出しているのかを検討する。

### 1. 3 現代婚姻制度における〈正統性〉の作用

これまで確認してきた婚姻制度の基本構造・歴史を総合すると、日本の婚姻制度は家族を制度的に承認する際の前提として、次の三点を重視してきたと整理できる。すなわち、第一に、異性二人による婚姻関係を標準的な家族形成の起点とすること、第二に、その婚姻関係の内部に成立する血縁的親子関係を家族の中心に据えること、第三に夫婦と子が共同生活と相互扶助を営む単位を家族の標準形として想定することである。結果として、この特徴を有する家族が歴史的に〈正統な家族〉として扱われてきたと言えよう。

さらに、現行制度の設計には、この〈正統な家族〉の内部に多くの法的効果を集中させる構造が残存している。

現行の日本の法制度において、婚姻は複数の制度領域にわたる権利・利益への主要なアクセス基準として位置づけられている。これは、個別の制度が偶然に婚姻を前提としているというよりも、婚姻届を提出し法律婚の地位を得ることが、制度上の入り口として体系的に機能していることを示している。すなわち、婚姻の内部のみに自動的に付与される権利・利益の存在こそが、婚姻が制度的に正統な関係として位置づけられている構造を端的に示している。

まず、相続制度において婚姻の制度的特権は明確である。民法は相続人の範囲について、死亡した人の配偶者は常に相続人となることを規定する一方で、内縁関係にある人は相続人に含まないと明記する<sup>1</sup>。すなわち、共同生活を営み、経済的に相互扶助の関係にあったとしても、事実婚・内縁関係にある人々は、法定相続人となることはできず、財産を承継させたい場合は、贈与や遺言をする必要があるとされている（内閣府男女共同参画局 2021: 1）。婚姻内部におかれた関係にのみ相続権が自動的に付与されるという点は、婚姻が財産承継の基礎単位として制度的に位置づけられていることを示唆している。また、相続税の配偶者の税額軽減についても法律婚に限定されており、婚姻の外側にある関係には適用されない（内閣府男女共同参画局 2021: 1）。

さらに税制の領域においても同様である。配偶者控除は「民法の規定による配偶者」を対象として設計されており、配偶者とは、「民法の規定により効力が生じた婚姻に基づく配偶者」<sup>2</sup>を意味することが明記されている。そのため、共同生活を営み経済的にも相互に依存していたとしても、婚姻届を提出していない事実婚・内縁関係にある人々は制度上「配偶者」としては扱われず、控除の対象とはならない。令和6年分民間給与実態統計調査によれば、年末調整を行った給与所得者4721万人のうち約1175万人(24.9%)が配偶者控除または扶養控除の適用を受けている（国税庁 2025: 29）。この統計には扶養控除も含まれるため、利用者のすべてが婚姻関係に基づく控除を利用しているわけではないが、広い範囲で制度が婚姻を入り口とした設計となっていることは否定できない。配偶者控除については、女性の就労を制限する機能を持つことが指摘されるが（阪井 2024: 80）、ここで重要なのは配偶者控除の政策的妥当性ではなく、税制が法律婚という形式を前提に権益を付与する仕組みを持つという構造的特徴である。

親子法領域でも、婚姻内部で形成された家族に対する制度的優位が明確である。具体的には、父子関係の成立に必要な手続きや、親権の扱い、父母の一方が死亡したときの親権の承継、特別養子縁組の申立可否等において法律婚とは異なる取扱いを見ることができる（内閣府男女共同参画局 2021: 1）。例えば、特別養子縁組制度は、法的な親子関係を結び、子どもが生涯にわたり安定した家庭生活を送ることを目的とした制度であるが、養親になれる

---

<sup>1</sup> 国税庁、「No. 4132 相続人の範囲と法定相続分」令和7年4月1日現在法令等  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4132.htm>（2025年11月28日最終閲覧）

<sup>2</sup> 国税庁、「No. 1191 配偶者控除QA」2025年4月1日現在法令等  
[www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1191\\_qa.htm#q1](http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1191_qa.htm#q1)（2025年11月28日最終閲覧）

条件には夫婦であることが含まれるため<sup>3</sup>、婚姻している状態にある人々しか申立てができない。これらの点は、婚姻が子育てに関わる制度的承認の基準として扱われていることを示唆する。

医療の領域においても、説明・同意などの意思決定の場面で婚姻が重要な基準となる。医療の現場において、婚姻の制度外にある人々はその関係性を公的に証明し難いため、パートナーが緊急搬送された場合であっても、面会や病状説明の可否が医療機関の判断に委ねられる（池田 2024: 117-118）。この点でも、婚姻は生活上の重要な局面における権利の基準として機能している。

このように相続・税制・親子法・医療といった複数の領域において、婚姻はアクセスの入り口として扱われ、多くの権利・利益が婚姻内部に集中している。齊藤笑美子（2017: 71）は、これらの場面において私的自治では対応困難であることを指摘し、生活者が婚姻へのアクセスを求めることは当然であると述べる。こうした制度設計は、例えば婚姻届を提出しない事実婚関係にあるカップル、現行制度上婚姻主体として認められていない同性カップルなどを制度の外側に置く。これらは制度的排除の典型例に過ぎず、その他婚姻という形式に適合しない関係は制度上の承認の外側に置かれ、上記の権利・利益へのアクセスが困難なものとなる。

本章では、婚姻制度がいかなる仕組みのもとで特定の関係を正統とみなし、どのようにその枠組みが形成・維持されてきたのかを検討した。近代国家の家族統治の必要性を背景に制度化された婚姻は、届出主義によって国家の承認を基盤とする制度的関係へと位置づけられ、戦後に家制度が廃止された後も、多くの権利・利益を婚姻内部に集中させる構造を保持している。相続・税制・親子法・医療など、複数の制度領域において婚姻が主要なアクセス条件として扱われている点は、婚姻が現行制度における正統な関係の基準として機能していることを示している。

こうした婚姻中心の制度設計は、特定の関係を優先的に承認する一方で、それ以外の関係を制度の外側に位置づける。すなわち、婚姻制度はその構造自体に境界線を引く契機を内包しているのであり、制度的承認の有無によって権利・利益へのアクセスに差異が生じる点に制度的排除の在り方を見て取ることができる。この制度的境界が社会的に正統なものとして機能してきた理由を知るためには、法制度とは別に「結婚とはこうあるべきだ」という文化的理解についても目を向ける必要がある。次章では、結婚の文化的側面に焦点を当て、近代家族モデルという文化的物語が制度的正統性をどのように支えてきたのかを検討する。

## 2. 文化が描く〈正統性〉—近代家族の視点から

本章では、結婚や家族に付与される〈正統性〉が、法制度の枠組みだけでなく、文化や規範によっても形成・維持されてきたことを明らかにする。そのために、近代家族モデルに着

---

<sup>3</sup> こども家庭庁、「特別養子縁組制度を知る」<https://tokubetsuyoshiengumi.jp/about/>（2025年11月28日最終閲覧）

目し、その成立と展開、日本社会への受容過程を整理する。そして、現代の結婚理解においていかなる文化的正統性が作用しているのかを検討する。

## 2. 1 結婚の文化的側面

結婚がどのような関係として理解され、いかなる結びつきが〈正統〉な関係としてみなされてきたのか、制度の規定のみの観点からでは説明できない。山田昌弘 (2019: 44) は、結婚の形態や意味・機能は文化や時代によって大きく異なると指摘する。このことは、結婚の正統性が制度内部の普遍的・本質的な基準によって定まるのではなく、社会に共有された文化的規範によって方向づけられてきたものであることを示唆している。

日本の婚姻史をみても、文化的規範が結婚の理解に大きな影響を及ぼしてきたことは明らかである。湯沢雍彦 (2005: 8) は、明治中期において、庶民が裁判離婚・夫婦財産契約などをほぼ使わず、親の一存が強い影響力を持っていたことを挙げ、新たに整備された民法よりも「世間のしきたり」が強い力をもっていたと指摘する。このことは、婚姻制度が整備された後も、結婚の成否や意味付けが必ずしも法制度によって一義的に決定されたわけではなく、「結婚とみなされるかどうか」が文化的判断に委ねられていたことを示している。制度が規定する婚姻の形式と、人々が日常的に〈結婚〉と理解する関係の在り方は一致していなかったということである。すなわち、結婚は制度が一方的に定義する関係ではなく、社会的慣行や文化的理解によって〈結婚〉とみなされる側面を併せ持つということができるだろう。

さらに、家族社会学の知見も、家族や結びつきの在り方が歴史的にも地域的にも多様であったことを示す。田間 (2015: 41-44) は、日本社会の近代化に伴う家族の変化をデータから検討する中で、前近代の日本に全国共通の「伝統的家族」と呼べるような一様なモデルは存在せず、家族の在り方は地域によって異なっていたことを示す。これは、結婚や家族の理解が本来固定的なものではなく、社会的・文化的条件によって多様に形成されてきたことを示している。

以上から、結婚の正統性は制度的規定のみによって成立するものではなく、社会に共有された慣行や価値観といった文化的規範によって支えられてきたといえる。制度の枠組みが実際に〈結婚〉として受け止められるためには、その背後にある文化的理解が不可欠であり、制度と文化の相互作用の中で結婚の正統性は構築されてきた。

次節では、この文化的規範の中でも近代以降に強い影響力を持ち、現代の結婚理解を方向づけてきた「近代家族モデル」に焦点を当てる。結婚の正統性の文化的物語を検討することで、制度と文化の関係をより深く把握する土台を整える。

## 2. 2 近代家族モデルの成立と展開

近代以降の結婚観を方向づけてきた規範として「近代家族モデル」が広く指摘されている。「近代家族」とは「身分制社会の動揺や工業化といった近代社会の形成と連動して普及し、20世紀半ばの先進諸国でピークを迎えた家族のあり方」(本多 2019: 24)である。ここで想定される家族の特徴として、落合恵美子 (1989: 16) は「①家内領域と公共領域の分

離、②家族成員相互の強い情緒的關係、③子ども中心主義、④男は公共領域・女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退、⑦非親族の排除、⑧核家族」という8つの要素を挙げている。

こうした近代家族の特徴は、前近代に広くみられた家族の在り方とは大きく異なっていた。例えば、前近代社会において家族は生活組織であると同時に生産組織でもあり、妻と子どもは重要な労働力とされていた（本多 2019: 24）。また、前近代の家族は親族・非親族を含む柔軟な構成をとり、成員の境界が必ずしも固定化されていなかった（田間 2015: 33）。このことは、落合が整理する近代家族の特徴である核家族化や非親族の排除、家族の情緒化といった要素が前近代には前提とされていなかったこと、そして近代という特定の時代に一般化・規範化した性質であることを示している。

では、こうした近代家族の特徴はどのような過程で成立したのだろうか。大和礼子（2015: 85）が指摘するように、19世紀から20世紀半ばの欧米においては、産業化による商工業や被雇用者の拡大、市民革命による個人の自由の拡大といった近代化の進展を背景に、家族の形態や機能が大きく再編された。とりわけ19世紀にはじまる産業革命は、賃労働者を大量に生み出し、生活と生産の場が分離されるようになった（本多 2019: 24）。こうして、家庭が労働の場から切り離された私的領域として位置づけられるようになり、夫婦と子どもを中心とする核家族が生活単位として形成されていった。

さらに、この構造的な転換と連動して、家族内部の關係性に対する文化的理解も大きく再編されていった。大越愛子（2001: 108-109）は、近代以前の社会においては、「恋愛」「性愛」「結婚」が必ずしも一体のものとして理解されていなかったことを指摘する。12・13世紀における恋愛の形である「宮廷恋愛」においては、恋愛はあくまで政略結婚の外で行われるものであったという。恋愛は結婚とは別の領域に置かれていたのである。井上俊（1973: 181-183）は、むしろ恋愛は「不義」であり、結婚とは対立するものであったと指摘する。恋愛は近代ブルジョワジーの勃興とともに急速に普及するものの、婚姻率確保を低下させ、社会秩序の不安定化を招くものとして認識されたのである（井上 1973: 194-195）。山田（1994: 126-131）は、近代社会は恋愛と結婚を制度的に結合し、結婚につながらない恋愛を正常でないものとして排除することでこの危険に対処しようとしたと述べる。このような「愛—性—結婚の三位一体」という現象を「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」と呼ぶが（ノッター 2007: 4）、このロマンティック・ラブ・イデオロギーの制度化によって恋愛は制度の外部から内部に取り込まれ、夫婦關係に情緒的価値が付与される近代的理解が形成されていったと考えられる。

また、親子關係の文化的理解にも変化が生じた。フィリップ・アリエス（1980=1960: 384-385）は、今日一般的に前提とされる「子ども時代」という発想そのものが主に中産階級によって16世紀から18世紀にかけて創出された歴史的産物であると指摘する。それ以前の社会では、子どもは特別に守られ教育される存在というより、早期に労働に参加する成員とみなされていたという。また、落合（1989: 5-7）が述べるように、近代の到来とともに子どもは「無垢」である存在として再定義され、親は子ども中心の養育観を体現することが求められるようになった。このように、夫婦關係と親子關係の情緒化が同時に進むことで、近代家族の文化的基盤が形作られていった。

## 2. 3 日本における受容と定着

前節で確認したように、近代家族モデルは 19 世紀から 20 世紀にかけて、欧米を中心に一般化した家族像であった。本節では、この家族像が日本においてどのように受容され、結婚理解の〈正統性〉を方向づける規範として定着していったのかを検討する。

日本で近代家族モデルが一般化した過程について、文明化政策との関連が指摘されている。長（2023: 56）は、明治初期の啓蒙知識人が欧米の近代家族モデルを「文明国の証」とみなし、その枠組みを日本社会に広めようとした点を指摘する。こうした理解のもとで「家庭」という訳語は豊かな生活の空間イメージを持っていたという。日本における近代家族モデルの受容には欧米の影響が大きかったことが伺える。さらに戦前日本では、家事育児を担う主婦と稼ぎ手である夫、その子どもから構成される近代家族像は豊かで近代的なイメージをまとうようになっていった（長 2023: 57）。

しかし、近代家族モデルが社会の標準的な家族像として定着するのは第二次世界大戦後である。第 1 章で確認したように、戦後の民法改正では戸主制度と家督相続が廃止され、婚姻は両性の合意によって成立するものとして再編された。さらに、新たな戸籍制度では「三代戸籍禁止の原則」が採用され、祖父母から孫までが 1 つの戸籍に入る仕組みから、夫婦とその子どもを単位とする編成へと移行した（阪井 2024: 77）。こうして制度の中にも核家族を基礎とする近代家族モデルが浸透していったのである。

また本多真隆（2019: 25）は、日本における近代家族が最も広範に普及したのは高度経済成長期であったと指摘する。背景には産業構造の変化により、労働力人口の 8 割以上が雇用労働者となったことが挙げられる（阪井 2024: 79）。さらに、この時期は恋愛結婚の普及の時期と重なる。日本において恋愛結婚が見合い結婚を上回るのは 1965 年前後である（内閣府男女共同参画局 2022: 49）。背景には、戦後民主化の流れや、皇太子御成婚に対する憧れが指摘される（阪井 2024: 39-40）。これに対し山田（2013: 652）は、好きな相手と結婚し、性別役割分業に従うことで愛情が確認され、子どもの養育が愛情表現として成立する、というシステムが高度経済成長期に完成したと指摘している。

以上のように、日本における近代家族モデルは、明治期に欧米の影響を受けつつ文明化の理念とともに受容され、戦後の制度改革によって核家族単位へと再構築され、高度経済成長期に社会における〈正統な家族〉として定着していった。一方、現代の日本社会では、結婚と家族形成をめぐる実態が大きく変化している。かつて日本は 9 割以上の人が結婚している「皆婚社会」であった（永田 2017: 3）。しかし、婚姻件数については 1972 年以降減少傾向にあり、2024 年の婚姻率は、過去最高を記録した 1947 年と比較し約 3 分の 1 である（厚生労働省 2025: 14）。また、2020 年の生涯未婚率は男性 28.3%、女性 17.8%であり、未婚割合は年々増加している（内閣府 2022: 12）。これらの指標は、近代家族が前提としてきた「夫婦と子どもを起点とする生活単位」が必ずしも一般的に成立していないことを示している。こうした実態の変化だけに着目すると、近代家族そのものが人々に選ばれにくくなっているかのように見受けられる。

しかし、この理解は必ずしも妥当ではない。山田（2013: 655-659）は、現代日本の家族をめぐる状況を「近代家族の実態的解体」と「近代家族への意識上の回帰」という、相反する二つのトレンドが併存するものとして捉えている。経済構造の変化・個人化の加速により

近代家族を形成・維持できない人が増大している一方、近代家族形成以外に経済的自立やケア、社会的承認のモデルがないため近代家族への意識上の回帰現象がみられる、ということである。

こうした指摘を踏まえると、現代の結婚理解は行動レベルにおける変化と、規範レベルにおける持続という二つの力の間で揺れていることが明らかとなる。恋愛を基礎とする夫婦関係、夫婦と子どもを中心とした家族単位、情緒的で親密な親子関係といった近代家族モデルの特徴は、社会構造の変化によって誰もが実現しうる標準形ではなくなりつつある。しかし、その一方でこうした家族像は結婚や家族のあるべき姿についての理解を支え続けており、結婚を望ましい人生の選択として人々の意識の中核に位置づけ続ける。この意味で、近代家族モデルは実態的には揺らぎつつも、文化的正統性として強い影響力を保持している。

## 2. 4 現代の結婚における〈正統性〉の作用

これまで確認してきたように、結婚の〈正統性〉は法制度の規定によって一方的に与えられるものではなく、社会に共有された慣行や価値観、すなわち規範によって方向づけられてきた。とりわけ 19 世紀以降欧米で一般化した近代家族モデルは、「家族とはこうあるべきだ」という規範的な家族像として社会に浸透し、結婚や家族をめぐる理解の前提を形成してきた。こうした歴史的経緯の結果、第 1 章で整理した婚姻制度の三つの前提、すなわち、①異性二人の婚姻、②婚姻内部の血縁的親子、③夫婦と子どもの共同生活という前提が形成・維持されたのである。すなわち、これらの枠組みは日本固有の伝統というよりも 19 世紀欧米由来の家族モデルが文化的に正統なものとされ、制度として固定化されたものと位置づけることができる。

第 2 章 2 節で確認したように、近代家族モデルには家族内部の情緒的親密性、子どもを中心とする価値づけ、非親族の排除など多層的な特徴が含まれている。これらの特徴は、単に家族の姿を描く記述ではなく、「家族とはこうあるべきだ」という規範的な物語として社会に浸透し、制度が描く家族の枠組みを文化の側から補強してきた。

まず、①異性二人の婚姻という前提は、家族成員相互の強い情緒的關係、中でも恋愛・性愛・結婚を一体化するロマンティック・ラブ・イデオロギーと強く関連する。この規範は「結婚とは男女二人が互いに情緒的・性的に結びついた結果として成立するもの」というイメージを通して①異性二人の婚姻という制度的前提を自然化してきたといえることができる。

次に、②婚姻内部の血縁的親子という前提は、子ども中心主義や家族内部の情緒的親密性、非親族の排除という特徴と結びつけられる。家内領域と公共領域が分離し、家族が私的領域として構想される中で、血縁関係にある「夫婦とその子ども」は特別な親密圏を形成する存在として位置づけられてきた。この過程で、血縁に基づく親子関係が家族の中心とみなされる一方、非親族を含む多様な関係性は家族の外部へと押し出され、家族形態はより単一的なものとして理解されるようになった。

さらに、③夫婦と子どもの共同生活という前提は、まさしく近代家族モデルの特徴である「核家族」であることと直接的に対応する。家族を自立した生活単位と捉え、生活を家庭内部で完結させる理解は、夫婦と子どもが同一の空間で共同生活を営むことを家族の標準形とみなす制度的枠組みを正統化する。

こうした規範は制度が直接的に排除している関係（例えば同性カップル等）をさらに周縁化するだけでなく、制度上可能であったとしても「結婚らしくない」とみなされる関係をも周縁化する。久保田裕之（2022: 222-223）は、成人どうしの友人関係に代表される人々の広く親密な関係性を「非性愛的親密性」と呼び、これらが社会的に二流の関係と捉えられてきたことに疑問を呈する。すなわち文化的正統性は、制度的正統性を補強するだけでなく、その射程を制度以上に広げ、結婚と家族の「想定される形」を事前に限定する役割を果たしてきた。

制度が外在的に用意する家族の境界線は、文化的イメージの段階でも補強され、「どのような関係が結婚として想定されるか」をさらに明確にする。「夫婦中心、血縁中心、核家族」という形を標準とする生活像が結びつくことで、制度的前提は自然な家族像として広く共有されるようになったのである。すなわち、家族の理解が一定の枠内へと収斂し、今日にも支持され続けているのである。

次章では、この文化的正統性がいかなる物語によって支えられてきたのかを検討する。そのために、19世紀北米の少女小説に描かれた結婚の表象に着目し、近代家族モデルの文化的基盤を改めて問い直す。

### 3. 少女小説が語る〈正統性〉

本章では、19世紀後半から20世紀北米において成立した少女小説、とりわけ『若草物語』と『赤毛のアン』のシリーズを取り上げ、近代家族モデルに基づく結婚観がどのように物語の中で自然な人生の帰結として描かれているのかを検討する。少女の主体性や自立への志向を描きつつも、最終的には近代的な結婚・家族像へと回収していく語り注目することで、結婚の文化的正統性がいかに再生産されてきたのかを明らかにする。

#### 3. 1 少女小説の規範的役割

第2章では、近代家族モデルが19世紀欧米で一般化し、その規範が結婚理解の基盤として日本社会にも大きな影響を及ぼしてきたことを確認した。したがって、婚姻制度の文化的正統性がどのように物語化され、人々の内面に浸透していったのかを検討するためには、近代家族が形成された19世紀以降の欧米の文化的文脈へ立ち返る必要がある。本章では、その文化的装置として大きな役割を果たした少女向け文学に注目する。

フォスターとシモンズ（2002=1995: 10）は、「子どものために書かれる作品は、まったく世の中から隔絶した創造行為から生まれたのではなく、おとなのための純文学と同様、共通の政治的・文化的動向に息を吹き込まれた文学実践のひとつ」であると述べ、児童文学が社会の価値観を反映する領域であることを指摘する。実際、近代家族モデルが成立・展開した時代の児童文学はその影響を強く受けていると言えるだろう。

とりわけ19世紀後半から20世紀前半の欧米の児童文学は、読者の性別に応じて語りの構造が大きく分化していた。具体的に、性別役割分業を特徴とする近代家族とともに、教育

の内容もジェンダーによって区別され、少年向けに冒険小説や学校小説が書かれる一方、少女向けには良妻賢母の製造装置として「家庭小説」が生まれた(斎藤 2021: 4)。本稿では、こうした少女向けの家庭小説を「少女小説」と呼ぶ。

少女小説の定義として、菅総子(2008: 6)が「少女を読者として想定して書かれた作品」と述べるように、「少女小説」という語における読者設定は明確である。他方で、斎藤美奈子(2021: 4)が指摘するように、少女小説は文学史的には「家庭小説」の系譜に属する。「家庭小説」は家庭という場を中心に、そこで期待される価値観を読者に提示するジャンルである。こうした分類の揺れを踏まえつつ、本論では「少女小説」という呼称を採用する。その理由は、扱う作品がいずれも女性作家による少女読者を前提に描かれた物語であり、児童文学と女性文学という二重に周縁性を帯びたジャンルだからである。フォスターとシモンズ(2002=1995: 47-54)は、子どもが読者として軽視されていること、当時の文化における女性の地位の低さ等を理由として挙げつつ、「正典ではない」文学として少女小説が格下げされてきたことを指摘する。周縁的なジャンルとして位置づけられた少女小説は、社会の中心的価値観、すなわち本稿においては結婚に敷かれた近代家族の前提を別の角度から照らし出し、中心的な〈正統性〉を相対化する契機を与える。よって「女性消費者の意識を反映すると同時に、その意識を形成するもの」(フォスター&シモンズ 2002=1995: 21)である「少女小説」に注目することは、結婚の文化的基盤を読み解くうえで有効であり、近代家族がいかに物語によって支えられてきたのかを明らかにする手がかりとなる。

さらに、本章が対象とするのは 19 世紀後半から 20 世紀前半にかけて北米で書かれた少女小説である。フォスターとシモンズ(2002=1995: 40-46)は、同時期の北米少女小説の特徴として、開拓者社会に裏付けられた自由と独立の理想を持つ少女像を挙げる。この時期の北米少女小説は少女期の活動性や主体性が肯定される一方で、良妻賢母の製造装置的に機能していたということである。自由や独立への希求と、家庭中心の価値への回帰が 1 つの物語の中で並置される構造は、近代家族がどのように「自然な人生の帰結」として結婚を位置づけてきたのかを読み解く上で格好の素材となる。言い換えれば、北米少女小説は、少女の主体性と結婚への包摂という二つの力がもっとも明確に可視化される語りの場であり、結婚の〈正統性〉を検討するために最も適した資料といえる。

以上の理由から、本稿では 19 世紀後半から 20 世紀前半の北米少女小説の中で特に代表的な二つの作品『若草物語』『赤毛のアン』を取り上げる。両作品は北米における少女小説の系譜に位置づけられ、少女期の自由・葛藤・成長を描きながら、物語の終盤では結婚が人生の一つの到達点として提示される。この構造を検討することで、本稿第 2 章で確認した近代家族モデルの文化的前提がどのように物語上で再生産され、結婚の〈正統性〉として共有されてきたのかを具体的に明らかにしていく。

### 3. 2 『若草物語』における〈正統性〉

#### 3. 2. 1 『若草物語』概要

この物語の作者、ルイザ・メイ・オルコット(1832-1888)は、アメリカ・ペンシルベニア州フィラデルフィアに生まれた。父ブロンソンは革新的な思想家・教育家、母アビゲイルは黒人奴隷の解放と女性の地位向上を訴える活動家であった。4 人姉妹の次女であるルイザ

は家計を助けるために教師や看護師の仕事に従事しながら文筆活動を続け、自身の4姉妹の日常生活をモデルにした『若草物語』がベストセラーとなった<sup>4</sup>。世界中でロングセラーとなった本作は、第1作『若草物語』から『続若草物語』『第三若草物語』『第四若草物語』までシリーズが続く<sup>5</sup>。

『若草物語（原題：Little Women, 1868）』は、南北戦争下のアメリカ・ニューイングランドを舞台に、慎ましく家庭的な長女メグ、文学を愛する活発な次女ジョー、優しく献身的な三女ベス、芸術を志す末娘エイミーのマーチ家4姉妹の生活を描く作品である。父が従軍し、母を中心に留守を預かる中で、家族や隣人との交流を通して4姉妹が「小さなご婦人（Little Women）」を目指し成長していく過程が描かれる。

『若草物語』では主に少女期の暮らしが描かれるのに対し『続若草物語（Little Women Part Second, 1869）』では4姉妹が成人し、結婚や仕事など大人としての人生を歩み始める姿が描かれる。メグは家庭を築き、ジョーは作家としての道を模索しながら新たな出会いを経験し、エイミーは社交界での体験を経て芸術的志向と生活観の折り合いをつけていく。ベスの病と死は姉妹全員の生き方に大きな影響を与え、物語全体の転機ともなっている。こうして全2作は、4姉妹が家庭生活・労働・友情・奉仕などの日常的経験を通して成熟していく過程を、家庭という場を中心に描き出している。

物語世界はさらに続編『第三若草物語（Little Men, 1871）』へと展開する。この作品では、ジョーと夫フリッツ・ベア教授が運営する寄宿学校プラムフィールドが舞台となる。プラムフィールドには、孤児や事情を抱える家庭からの子どもたちが集い、ジョーとベア教授は彼らを実の家族のように迎え入れながら、労働・遊び・学びを重視した日常を共に築いていく。

最終作『第四若草物語（Jo's Boys, 1886）』では、プラムフィールドの子どもたちが大人になり、それぞれの人生を歩む姿が描かれる。青年たちは進学、職業選択、恋愛、家庭形成などの岐路に立ち、失敗や挫折を経験しながら成長していくのである。

### 3. 2. 2 『若草物語』と結婚

『若草物語』における結婚は、単に人物の人生におけるイベントではなく、女性が大人へと移行する過程を方向づける規範的なものとして位置づけられる。4姉妹はそれぞれ異なる気質と才能を備えながら物語に登場するが、彼女たちの成熟は、物語の中でしばしば「どのように結婚し、どのような家庭を築くか」を彼女たちの成長の重要な要素として提示する。ここには、女性の幸福を家庭形成に求めてきた近代家族モデルの価値観が色濃く反映されており、結婚が女性にとって〈正統〉な人生の達成として描かれる構造が確認できる。本節では、この規範に最も抗う人物である次女ジョーに焦点を当て、彼女の抵抗が最終的にいかに〈結婚〉という枠組みに収束されていくのかを検討する。

---

<sup>4</sup> 新潮社「著者ページ：ルーザー・メイ・オルコット」

<https://www.shinchosha.co.jp/writer/7604/>（2025年12月7日最終閲覧）

<sup>5</sup> 以後、『若草物語』の引用は、L・M・オルコット著、吉田勝江訳『若草物語』（角川出版、2008=1868）による。『続若草物語』『第三若草物語』『第四若草物語』も同訳者による同シリーズの訳書を用いる。本文中で用いる邦題はいずれも吉田による訳題である。

この物語で〈結婚〉が語られる場面として代表的なものは、4姉妹の母であるマーチ夫人が、ジョーとメグに語りかける以下の場面である。

「私はね、自分の子どもたちが美しく、なんでもよくできる善良な人になって、人からほめられ、かわいがられ、尊敬されるようになってほしいのです。そして若い時代は楽しく過ごし、賢い結婚をして、神様の思し召しにかなうならば、なるべく心配や苦勞をさせないで、生き甲斐のある楽しい一生を送らせたいと思うのですよ。りっぱな男の人に愛され、妻として選ばれるということは、女としていちばんしあわせなうれしいことなのです。」(『若草物語』：188)

この言葉を聞いた長女メグが「貧乏だからお嫁に行く機会がない」と不安をこぼすと、次女ジョーは「それなら私たち、いつまでもオールドメイドでいましょうよ」(『若草物語』：189)と応じる。他方で、マーチ夫人自身は続けて次のようにも語る。

「ふしあわせな奥さんになったり、だんなさまを探して飛び回るような、娘さんらしくない女の子になったりするよりは、オールドメイドになるほうがどんなにましだかわかりません」(『若草物語』：189)

「娘たちが結婚するにしろ独身でいるにしろ、私たちの誇りとなり慰めとなってくれるようにと信じもし、望みもしているということをね」(『若草物語』：189)

この両義的な発言は、「家庭的な女性像」の強調と、女性の生き方の幅をかすかに認める視線の双方を示している。木村民子(2023: 44-46)は、家庭においては良き妻でありながら女性の権利獲得運動に積極的だったルイザの母アッパの存在を挙げ、ルイザは結婚か自由な独身女性かの二つの異なる価値観の揺らぎを『若草物語』に反映したのではないかと指摘する。フォスターとシモンズ(2002=1995: 169)も、『若草物語』は、読者に家庭や女性の家庭性の価値を説きつつ、女性にとっての創造的独立性の重要性を強調する点に独自性があると指摘する。すなわち、『若草物語』は、「女性の幸福＝結婚」という規範をただ押し付けるのではなく、そこに抵抗し得る価値を提示しながら、最終的には彼女を家庭へと緩やかに誘導する構造を持つのである。

「オールドメイドでいましょうよ」と語ったジョーは、4姉妹の中で最も「規範外の可能性」を体現する人物である。ジョーは物語冒頭で「女の子であること」そのものへの反発を口にし、男の子のように振る舞う自由を望む。

「私おとなになったなんて考えるだけでぞっとするわ。そしてミス・マーチなんてものになって長いドレスを着て、エゾ菊みたいにつんとすましてるなんてさ。とにかく女の子だって言うのがいけないのよ。私は遊びだって仕事だって態度だって、男の子のようにやりたいのに。男の子でなかったのがくやしくなってたまらないわ。」(『若草物語』：13)

口笛を吹き、乱暴な遊びを好み、演劇においては男装をし、ジョゼフィンという名ではなくジョーと呼ばれる彼女は、いわゆる当時の「女らしさ」に求められた身体の統制や振る舞いから逸脱する少女である。文学への情熱、自ら働いて家計を助けようとする姿勢、気性の激しさなど、彼女が志向する価値観や個性は、当時理想とされた「家庭的女性像」とは一致しないだろう。

ジョーの結婚に関する価値観は度々物語の中で直接的に語られる。例えば、姉メグの婚約に対し、ジョーは強い拒否反応を示す。「私、自分でメグと結婚してやりたいわ。そうすればいつでも無事に家へおいとけるんですもの」(『若草物語』：387)と語り、家族が結婚によって解体されることに強く抵抗を示す。当時の家庭小説のハッピーエンドである結婚という制度に反対を表明するジョーは、明らかに伝統を逸脱する(池野 2024: 161)。斎藤は、このジョーの抵抗は、いずれ自分の身に降りかかってくる不本意な未来像への抗議であると指摘する(斎藤 2021: 59)。

この抗議は、ジョーとローリー・ローレンスの求婚を拒否する場面で明確に立ち現れる。ローリーは物語序盤から登場する、マーチ家と深く親しい青年である。四姉妹の中でも特にジョーと友情を深めてきた。しかし、彼からの恋愛感情・求婚をジョーは一貫して拒絶する。

「あなたのことは自慢にも思ってるし、とても好きなのよ。どうしてあなたが思ったださるよに、あなたを愛せないのかと思うの。私そういうふうにやってみたくらいと思ったんだけど、自分の気持ちを変えることはできないの。そうでもないのにそうだと言うのは、嘘になるでしょう」(『続若草物語』：244)

「私は上品な社交界なんてきれいなのに、あなたは好き。あなたは私がものを書くのがいやなのに、私はそれがなくては生きられない。私たちは不幸になるの。そして結婚なんかしなけりゃよかったと思うの。なんて恐ろしいことになるんでしょう。」(『続若草物語』：250)

「私はだれとも結婚なんかしないんだと思っててちょうだい。私はこれで幸福なの。私は私の自由をととても愛しているから、それを急いでどんな人間とだつてとりかえっこしようなどとは思ってないのよ」(『続若草物語』：250)

このように、ジョーにとっての結婚は、自身の自由や創作活動を犠牲にする可能性のある制度として認識されており、その拒否は彼女の「オールドメイド願望」とも一貫している。作者のルイザ・メイ・オルコットは生涯独身であったことでも知られており、この点はジョーの結婚をめぐる描写がしばしば議論の対象となってきた理由の1つでもある。

しかし、その後、最愛の妹ベスの死、ローリーと四女エイミーの結婚という出来事を経てジョーの価値観は大きく揺らいでいく。ベスの死は、ジョーに深い寂寥感をもたらし、誰かに愛されたいという思いを募らせる。ローリーとエイミーの結婚を祝福しつつも、愛し愛される関係への憧れを募らせ、「みんな私から離れていってしまうように思われるんだもの。私はひとりぼっちなんだ」(『続若草物語』：388)と孤独をも深めていく。

こうした内面の変化の後に、ジョーは父親ほど年の離れたドイツ人のフリードリヒ・ベアと結婚を決める。ベアは、ジョーがニューヨークで出会った知識人であり、穏やかで子ども好きの善良な人物として描かれる。その結婚は「ふたりの生涯にとってはまさに至福の瞬間であった。」(『続若草物語』：465)と描かれるように、成長したジョーの幸福な結末として描かれるのである。

一方で、このベアとの結婚が、ジョーの主体性を全面的に解放するものではないという指摘もある。木村(2023: 59)は、このベアについて「ジョーが一時煽情小説を書いていたことを非難し、作家の道を諦めさせた人物」と指摘する。ジョーは、ベアの以下の言葉に自分を恥じ、一度小説を断念する。

「りっぱな若い娘さんたち、このようなもの読まないほうがよろしいです。(中略)しかし私、うちの子供たちにこのようなわるいお話読ますくらいなら、火薬もたせて遊ばせるほうがまだよろしいです。」(『続若草物語』：232)

ベアは、ジョーの創作意欲を完全に否定するわけではないが、彼の助言は彼女の表現領域を「より家庭的で道徳的」とされる方向へ導くものであり、彼の存在はすでにジョーの価値観を家庭へ近づける媒介として働いているのである。

このように『若草物語』とその続編におけるジョーの軌跡は「結婚なんかしない」と繰り返す制度への抵抗を示してきた人物が、喪失と孤独を経て結婚と家庭形成を自ら選び取るにいたる過程として描かれている。その過程では、マーチ夫人の語る価値観、姉妹それぞれの結婚、ベアによる「道徳的」助言などが折り重なりながら、ジョーの自由や創造性は、最終的に家庭と教育に結びついた「適切な」かたちへと再編されていく。ここにこそ、『若草物語』が一方では女性の自立や創造性への憧れを描き出しながら、他方では近代家族モデルに基づく結婚の正統性の枠内に主人公を包摂していく構造が、もっともはっきりと表れているのである。

### 3. 3 『赤毛のアン』における〈正統性〉

#### 3. 3. 1 『赤毛のアン』概要

『赤毛のアン』シリーズの作者、ルーシー・モード・モンゴメリ(1874-1942)は、カナダのプリンス・エドワード島で生まれ、1歳9か月で母を亡くし祖父母に育てられる。その後教師になったが、30歳で書き始めた『赤毛のアン』シリーズは国内外で熱狂的な人気を得た<sup>6</sup>。

シリーズ第1作目『赤毛のアン(原題: Anne of Green Gables, 1908)』<sup>7</sup>は、20世紀初頭のプリンス・エドワード島の架空の村アヴォンリーを舞台にしている。孤児院から誤って

<sup>6</sup> 新潮社、「著者ページ: ルーシー・モード・モンゴメリ」

<https://www.shinchosha.co.jp/writer/377/> (2025年12月7日最終閲覧)

<sup>7</sup> 以後、『赤毛のアン』の引用は、モンゴメリ著、村岡花子訳『赤毛のアン』(新潮社、2008=1908)による。以降のシリーズも同訳者による同シリーズの訳書を用いる。本文中で用いる邦題はいずれも村岡による訳題である。

引き取られた少女アン・シャーリーが、マシュウとマリラのクスパート兄妹に迎え入れられ、自然豊かな村で生活し、個性豊かな村の人々との関わりの中で成長していく過程を描く物語である。想像力豊かなアンは奔放な振る舞いで度々騒動を引き起こす。しかし、厳格なマリラと温かい愛情を持つマシュウに見守られながら、そして個性豊かな友人たちと交流しながら勉学に励み、成熟していく。

続編『アンの青春 (Anne of Avonlea, 1909)』では16歳となったアンがアヴォンリーの教師として地域の子どもたちや住民との関わりの中で成長していく姿が描かれる。さらに『アンの愛情 (Anne of the Island, 1915)』では大学へ進学したアンが世界を広げながら友情や知的探求、恋愛を巡る葛藤を経て幼馴染であるギルバート・ブライスと婚約するまでの道のりが語られる。以降もシリーズは『アンの幸福 (Anne of Windy Poplars, 1936)』『アンの夢の家 (Anne's House of Dreams, 1917)』『炉辺荘のアン (Anne of Ingleside, 1939)』『虹の谷のアン (Rainbow Valley, 1919)』『アンの娘リラ (Rilla of Ingleside, 1921)』と続き、アンの結婚後の生活、そして子どもたちの物語へと広がる。さらに『アンの友達 (Chronicles of Avonlea, 1912)』『アンをめぐる人々 (Further Chronicles of Avonlea, 1920)』『アンの思い出の日々 (The Blythes Are Quoted, 2009)』といった短編集では、アヴォンリーの豊かな人間模様が描き出され、シリーズ世界に奥行きをいっそう深める。

### 3. 3. 2 『赤毛のアン』と結婚

『赤毛のアン』シリーズにおけるアンの結婚は、『若草物語』におけるジョーの結婚と比較すると、より自然で素直なものとして描かれている。アンはジョーと異なり、「規範外」であることを積極的に志向する人物ではなく、自身の成長の中で結婚や家庭生活を肯定的に受け入れる素地をもともと備えているからである。とはいえ、アンは単に「女の子らしさ」に憧れるだけの存在ではなく、向学心・獨創性・負けず嫌いといった多面的な性格を持ち、少女小説の典型的な主人公像を超える魅力を備えている。本節では、アンのこうした多層性が物語の中でどのように結婚という枠組みに再編されていくのかを検討する。

物語の中で、アンが〈結婚〉という言葉を口に出した最初の場面は、冒頭、マシュウとアンがグリーン・ゲイブルズに向かう場面である。

「自分が花嫁になることはないだろうと思うの。こんなに、みっともないんですもの。だれもあたしと結婚したいと思う人なんか、ないと思うわー外国へ行く宣教師のほかはね。宣教師なら、あんまりあれこれ言わないと思うのよ。でもあたし、いつかは真っ白な服を着てみたいわ。」(『赤毛のアン』：27)

この発言からも分かるように、アンは結婚という規範そのものを疑うのではなく、自分がその規範に入ることができるのかを問題としている。ジョーが「結婚しない」という選択を積極的に保持していたのとは対照的である。また、アンのパフ・スリーブの服に対する強い憧れや赤い髪の毛に対する強い劣等感も少女的感性の素直な表出である。

一方で、アンはときに女の子らしさから逸脱する存在でもある。赤毛をからかったギルバート・ブライスの頭を石盤で殴りつけ、教師からの罰には登校拒否で応じる、負けん気の強

い少女であり、何より学問に対する強い意欲がそれを表している。『赤毛のアン』後半ではクイーン学院にギルバートとともに一位の成績で入学し、最後にはレドモンド大学の奨学金をもらうほどである。この大学進学は一度断念されるが、『アンの青春』でアンはアヴォンリーの教師となり、『アンの愛情』ではレドモンド大学へ進学、『アンの幸福』ではアンはサマーサイド高校校長となる。アンの親友であるダイアナがクイーン学院の受験組にも入らず、若いうちに結婚の道を選んだのとは対照的である。小倉千加子（2014：292）は、モンゴメリはアンの親友ダイアナを凡庸で創造性のない実際家として描く一方で、アンを想像力豊かで知的な少女として描いたと指摘する。

しかし重要なのは、こうしたアンの知的成功や自立心が、物語世界において結婚と競合する価値として提示されないことである。ジョーが結婚に対して明確に抵抗する姿勢を示したのとは異なり、シリーズ2作目の『アンの青春』においても、ダイアナに結婚するつもりはないのかと問われた際、次のように応じる。

「たぶん……いつかね……ほんとうの人があらわれたとき」アンはほほえみながら、夢みるように月を見上げた。（『アンの青春』：395）

「もし、そういう人にめぐりあわないとしたら？」「そうしたら、オールドミスのまま死ぬわ。それはけっしてつらい死に方ではないと思うのよ」とアンは元気に答えた。（『アンの青春』：395-396）

ここでは、アンが結婚を人生において必須のゴールとは考えていないことが示されつつも、それは制度への抵抗ではなく、あくまで「ふさわしい相手との恋」の有無の問題として語られている。つまり、ジョーのような制度批判的な視線とは質が異なり、結婚はアンの人生の自然な延長線上に置かれている。

その後、『アンの愛情』にて、アンは自らが思い描いてきた理想の相手ロイ・ガードナーとの恋愛を経験しつつ、それが真の愛でないことに気付く過程を描く。そして、長年切磋琢磨してきた学友であるギルバートの危篤により、自分がギルバートを愛していたということに自覚するのである。

自分とギルバートを結びつけている絆がどんなものかわからなかったあたしは、なんという馬鹿だったのだろうーロイ・ガードナーに対しておぼえた思い上がった気まぐれを恋だと思ふなんて。（『アンの愛情』：447）

こうしてアンは恋愛の理想化から一歩進んだ成熟を経てギルバートと結ばれる。ここに描かれるのは成長の果てに自然に選び取られるものとしての〈結婚〉である。

小倉（2014：334）は、勝気で勤勉なアンが、結婚までは自立を目指して努力し、最終的に「自発的に」結婚制度の中に入るという構造こそ、戦後日本において『赤毛のアン』シリーズが広く受容された理由であると指摘する。当時の日本において、アンのような学力優秀な女性が活躍できる場がなかったからこそ、努力と成功の物語が最終的に〈結婚〉という安定へ収束する展開が社会に歓迎されたのである。その後のシリーズでは妻として、母として

生きるアンが描かれた後、物語はブライス家の子どもたちに主軸を移す。努力や主体性・自立といった価値を肯定しながら、最終的には近代的な結婚・家庭を女性の成熟の〈正統〉な帰結として位置づけるという点で、『赤毛のアン』は結婚における正統性を再生産する物語であるとも言えよう。

このように、『若草物語』におけるジョーの軌跡は結婚への否定が喪失や孤独を媒介にして家庭的な価値へと再編されることで、結婚の正統性が回復される過程が描かれていた。一方、『赤毛のアン』においては、知的達成や職業的自立が結婚と競合する価値として構成されず、恋愛の成熟を経た「自発的選択」として結婚が自然に正統化されていく過程が描かれている。両作品において結婚の描き方には差異はあるものの、2人の主人公はどちらも結婚に回収されていく。この点において、これらの少女小説は結婚を正統化する規範的役割を果たしていると言えるだろう。

## 4. 少女小説が語る家族—〈正統性〉を超えて

本章では、『赤毛のアン』『若草物語』シリーズに描かれた家族像に注目し、結婚を〈正統〉な帰結として描く物語の内部において、いかなる家族実践が行われているのかを検討する。第3章で確認したように、これらの作品は結婚の〈正統性〉を再生産する構造を持つ。しかし一方で、その前提となる〈家族〉の在り方については必ずしも単一の形に回収されないものである。

### 4. 1 『若草物語』における家族

第3章では、『若草物語』シリーズにおいて、ジョーの成長が、当初の結婚への抵抗を経ながらも、最終的には結婚と家庭形成へと包摂されていく物語構造に注目した。ジョーは「結婚なんかしない」と繰り返し語り、創造性や自由を重視する価値観を抱きつつも、喪失と孤独を経てフリードリヒ・ベアとの結婚を選び取る。第3章で検討したように、『若草物語』は女性の主体性や独立性への憧憬を描く一方、その主体性を最終的に〈結婚〉という枠組みへと回収する点において、近代家族モデルと親和的な構造を備えている。

しかし、ジョーの物語は結婚によって完結するわけではない。続編である『第三若草物語 (Little Men)』『第四若草物語 (Jo's Boys)』では、ジョーとベアが設立する寄宿学校・プラムフィールドが物語の中心舞台となる。ここでは、ジョーの「家庭」は核家族という枠組みにとどまらず、より大きく複雑な共同体へと広がりを見せるのである。

このプラムフィールドに集まる生徒は多様である。例えば、プラムフィールドには身寄りのないナットやダン、メグの子どもであるデミとデイジー、裕福な商家の子であるトミー、過保護な母のもとで育ったスタッフィ、父親による厳しい教育の負荷から困難を抱えるビリーなど背景の異なる子どもたちが集う。彼らは必ずしも「家族に恵まれなかった子どもたち」の集団ではなく、多くはそれぞれに血縁的家族を持つ存在である。それにもかかわらず、

プラムフィールドで営まれる日常は彼らにとって重要な意味を持ち、成長に不可欠な生活の場となっている。

ナットが自分のまわりを見わたしたところでは、そこは学校というよりはむしろ大きな家族と言いたいようなところだった。(『第三若草物語』：62)

このような描写はプラムフィールドが単なる寄宿学校ではなく、血縁を前提としない「家族的な共同体」として成立していることを示すだろう。ナットが「学校というより大きな家族」と感じたように、この場ではジョーとベア夫妻に加え、ローレンス家の人々、サイラスじいや、エーシアといった大人たちと子どもたちが、食事や労働、遊び、勉強、生活にまつわる様々な規律を共有しながら互いに日常を送る。

「おかしな学校よ」と言って、ベア夫人は笑った。「私たちはね、あんまりたくさんの規則をつくったり、勉強をおしつけたりして子どもを苦しめるのがいいと思わないの。」(『第三若草物語』：30)

ジョー自身が「おかしな学校」と語るように、プラムフィールドでは毎日の日課や勉強に加えて毎週土曜に枕投げが行われたり、ジョーたちの母であるマーチ夫人の誕生日を皆で祝ったりする。彼らの親密性は、血縁関係や法的な親子関係によってあらかじめ与えられるものではなく、共同生活の積み重ねの中で形成されるのである。

もっとも、プラムフィールドの在り方は、第2章で整理した近代家族モデルと完全に断絶するものではない。共同体の中心には、ジョーとベアという異性夫婦が位置づけられ、彼らは「マザーベア」「ファザーベア」と呼ばれるように、父母的存在として子どもたちを導いている。この点において、ジョーはよき母としての従属的役割にあり、男性優位的な家族観を超えられていないという批判もある(木村 2023: 59-60)。

しかし同時に、プラムフィールドで描かれる家族像は、「夫婦中心・血縁中心・核家族」という近代家族の正統的イメージをそのまま再生産するものでもない。近代家族モデルにおいて重視されてきた家族成員相互の強い情緒的な結びつきは、通常、異性夫婦や血縁的親子関係の内部に集中してきた。これに対し、プラムフィールドでは、そうした親密な関係が特定の関係に独占されることなく、複数の大人と子どものあいだに分散して形成されている。

この意味でプラムフィールドは、近代家族が前提としてきた「家族=夫婦とその子ども」という理解を維持しつつも、家族的な親密性の担い手と範囲を拡張する実践である。家族とは必ずしも血縁や婚姻によって閉じられた単位ではなく、共同生活と関係の積み重ねによって形成されるものであるという可能性が、ここでは物語的に示されているのである。

このように『第三若草物語』『第四若草物語』に描かれるプラムフィールドという場は、近代家族モデルが文化的・制度的に正統なものとしてきた家族像をそのまま再生産するのではなく、その枠組みを内側から開いていく場として位置づけることができる。次節では、同様の問題意識を手がかりに、『赤毛のアン』シリーズにおける家族像と親密性の描かれ方を検討する。

## 4. 2 『赤毛のアン』における家族

第3章では、『赤毛のアン』シリーズにおいて、アンの成長が最終的に結婚へと回収される物語構造を検討し、本作が近代的な結婚・家族像の正統性を再生産する物語であることを確認した。アンは知性や向学心を発揮しながらも、それらの価値は最終的にギルバートという「ふさわしい相手」との恋愛を経た結婚によって回収され、近代家族モデルに適合的な形で位置づけられる。しかし同時に、『赤毛のアン』シリーズに描かれる家族の在り方は、物語の基層において必ずしも結婚を中心とした構造のみによって成立しているわけではない。

『赤毛のアン』で描かれるグリーン・ゲイブルズの家族は、未婚の兄妹であるマシュウとマリラ、そして孤児であるアンという三者によって構成されている。この家族は異性夫婦を基盤とする核家族でもなく、血縁的な親子関係を前提とする家族でもない。マシュウとマリラは結婚関係にあるわけではなく、アンもまた血縁によって彼らと結ばれている存在ではないという点で、この家族は近代家族モデルが想定する〈正統な家族〉の枠組みから外れた位置にある。

しかし物語の中で、この三者のあいだには確かに情緒的な結びつきが形成されていく。その過程は、とりわけマリラの変化を通して明確に描かれる。物語冒頭でマリラは「見るからに見分のせまい、ゆとりのない心持を思わせたが、事実そのとおりであった。」(『赤毛のアン』：11)と描写され、厳格な宗教観と規律を重んじる人物として位置づけられている。しかし、アンとの生活を通して、アンに愛情を抱くようになるだけでなく、マリラ自身も次第に感情を表出し、価値観を揺さぶられていく。この点について、福田二郎(2022: 152-164)は物語構造や語りの手法の分析を通して、『赤毛のアン』はマリラの子育てが主題であり、マリラが自己を再発見していく物語であると指摘する。すなわち、アンという存在は、マリラにとって単なる「引き取った子ども」ではなく、それまで無意識のうちに硬直化していた信仰や価値観を問い直し、笑いや感情を取り戻す契機となる存在として描かれているのである。

この関係性が象徴的に示されるのが、マシュウの死をめぐる描写である。激しい悲しみの中にあるアンに親友ダイアナは寄り添おうとするが、アンはそれを断る。そしてマリラと以下のようなやり取りを交わす。

「ダイアナは悲しみの外にいるから、あたしの心に寄り添って慰めることはできないのよ。これはあたしたち—マリラとあたしの悲しみなんですもの。おお、マリラ、マシュウ小父さんがいないこの先、あたしたちはいったいどうしたらいいの？」(『赤毛のアン』：503)

「あんたにはわたしがいるし、わたしにはあんたがいるもの。ふたりで力を合わせていこうよ、アン。(中略) あんたのことは血と肉をわけた実の子のようにいとおしく思っているよ。あんたが『グリーン・ゲイブルズ』に来てからというもの、あんたはわたしの喜びであり心の慰めなんだよ。」(『赤毛のアン』：503)

アンは悲しみを共有する主体を「マリラとあたし」に限定し、グリーン・ゲイブルズの内部にある関係と、外にある関係を区別している。アン・マリラ・マシュウの関係が、血縁や夫婦関係に基づかないにもかかわらず、家族としての情緒的親密性を担うるものであったことを示唆している。

さらに重要なのは、この家族関係が固定的な形を取るのではなく、複数の人々の状況に応じて編み直されていく点である。マシュウの死後、アンとマリラは二人でグリーン・ゲイブルズを維持する生活へと移行するが、その後マリラは遠縁の親戚の子である双子の孤児、デイビーとドーラを引き取る決断をする。この選択は、血縁的家族を拡大するというよりも、行き場を失いかけた子どもたちを生活の場に迎え入れるものであった。

そして二年後、さらに共同生活の形態は変化する。隣人でありマリラの友人であるリンド夫人をグリーン・ゲイブルズに迎え入れるのである。リンド夫人は夫の死後、住み慣れたアヴォンリーを離れなければならない可能性に直面しており、この同居は彼女にとっても生活の継続を可能にするものであった。同時に、リンド夫人が家事や双子の世話を担うことで、アンはかつて断念した大学進学への道を再び選び取ることができるようになる。

このように『赤毛のアン』シリーズでは、夫婦とその子どもから成る核家族のみが唯一の家族形態として描かれるわけではなく、未婚の大人や血縁関係にない人々が共に暮らし、役割を分かち合う生活のかたちを自然なものとして提示する。プラムフィールドが異性夫婦という近代家族の中核を保持しながら家族的親密性の担い手を拡張していく場として描かれていたのに対し、グリーン・ゲイブルズではそもそも婚姻を基軸としない関係の中で、家族的な生活と親密性が編み直されていくのである。

この点において、『赤毛のアン』シリーズは、結婚を女性の成熟の帰結として描きつつも、その前提となる〈家族〉の在り方については、近代家族モデルの枠組みに必ずしも回収されない多様な実践を内包していたと言えるだろう。

本章では、『若草物語』『赤毛のアン』に描かれた家族実践を通して、近代家族モデルが文化的に正統なものとして機能しつつも、その内部において親密性の担い手や家族の単位が揺さぶられてきたことを確認した。これらの物語は、結婚や血縁を前提としない関係が、家族としての意味や生活の基盤を担うる可能性を示す。しかし現実の社会制度においては依然として夫婦中心・血縁中心・核家族を基本とする結婚が情緒的な結びつきを担う主要な枠組みであり続ける。物語の中で肯定的に描かれているこれらの関係も、制度的・文化的には周縁的な位置にとどまり、十分に想像・承認されてこなかった。そこで次章では、こうした物語的実践を手がかりに、結婚の〈正統性〉をどのように再構想しうるのかを検討する。

## 5. 結婚の再構想

### 5. 1 結婚の〈正統性〉が生む排除

これまで見てきたように、結婚は単なる私的な関係選択ではなく、制度的・文化的に特権的な位置を与えられてきた。第1章で確認したように、日本の婚姻制度においては相続や税

制、親子関係、医療における意思決定など複数の領域において、結婚を権利や承認への主要な入り口として位置づけてきた。その結果、婚姻関係にあることが、生活の安定や社会的承認を得るうえで有利に働く構造が形成されている。一方で、制度が規定する〈結婚〉という形式を取らない関係は、同程度の共同生活や相互扶助を行っていたとしても、制度上の想定から外れやすい。

さらに第 2 章で確認した近代家族モデルは、こうした制度的構造を文化的に補強してきた。夫婦中心・血縁中心・核家族という家族像は「自然で望ましい家族」として規範化され、結婚を通じて形成される親密性が、〈正統〉な関係の在り方として内面化されてきた。このように制度と文化は相互に作用しながら、結婚を基準とする関係理解を強化してきたのである。

この構造のもとで、結婚制度は現実にはさまざまな排除や困難を生んできた。例えば「異性二人の婚姻」を前提とする現行制度において婚姻主体として認められていない同性カップルは、生活上の親密な関係を築いていたとしても、法的な保護や承認へのアクセスが制限されている。実際、同性同士の婚姻を認めていない現行民法や戸籍法の規定は違憲であるとして、これまで全国 5 地裁で 6 件の訴訟が提起されている<sup>8</sup>。ここで問題とすべきなのは、結婚が特定の家族像、すなわち異性二人による夫婦関係を起点とし、その内部に血縁的親子関係を含む核家族を前提として設計されてきた点である。

この点について、安西 (2024b: 106-107) は平等の問題は「権利・利益の分配レベル」「地位のレベル」の二重構造を持つと指摘する。結婚をめぐる困難は、制度上の利益分配の差異にとどまらず、どの関係が社会的に承認されるべきものとして位置づけられるのかという関係の地位づけとして理解する必要がある。夫婦中心・血縁中心・核家族を前提とした〈結婚〉という形式に適合しない関係は、そもそも〈家族〉として語られる機会自体を奪われ、また制度的支援も受けにくい。

以上を踏まえると、結婚の〈正統性〉が生む排除とは、結婚を唯一の親密性の基準として固定的に理解することによって、他の関係の可能性が見えにくくなっていく過程であると言える。したがって結婚をめぐる困難に応答するためには、結婚や家族が担ってきた機能を否定するのではなく、その前提とされてきた家族像を問い直し、結婚をより開かれた形で再構想する視点が求められる。次節では、そのための理論的手がかりとして、エリザベス・ブレイクの「最小結婚」論を検討する。

## 5. 2 ブレイク「最小結婚」論の検討

前節では、結婚が「夫婦中心・血縁中心・核家族」という特定の家族像を前提として制度化されてきた結果、その枠組みに適合しない関係が制度的・文化的に周縁化されてきたことを確認した。本節では、この結婚の〈正統性〉を問い直す理論的手がかりとして、エリザベス・ブレイクの「最小結婚」論を検討する。

---

<sup>8</sup> 毎日新聞, 2025/11/28 「同性婚訴訟、2 審で初の『合憲』判決 他 5 件は『違憲』 判断割れる」 <https://mainichi.jp/articles/20251127/k00/00m/040/349000c> (2025/12/13 最終閲覧)

エリザベス・ブレイク（2019=2012）は、主に北米での結婚制度を取り上げつつ、現代の結婚制度が一夫一妻的で性愛中心的な関係を標準モデルとしてきた点に批判を向ける。特に、ブレイクはこの前提を支えてきた概念として「性愛規範性」を提示する。「性愛規範性」とは「結婚および性愛的に愛し合う関係を特別な価値がある場所とみなすこの不均衡な焦点化と、ロマンティックな愛が普遍的な目標であるという想定」（ブレイク 2019=2012: 157）を意味する。排他的な一対一の恋愛関係が普遍的で望ましいものとして特権化されることで、友人関係や成人間のケア関係は相対的に価値の低いものとして周縁化されてきたのである（ブレイク 2019=2012: 157-159）。

さらにブレイク（2019=2012: 161）は「性愛規範性が与える特権の境界を定めるひとつの方法は、特権化された関係に家族という地位を与えることである」と述べる。この指摘は、本稿がこれまで見てきた〈正統性〉の作用を理論的に言語化したものとして理解できる。すなわち、結婚は特定の関係に〈家族〉としての「地位」を与えることによって、「地位のレベル」のみならず、「権利・利益の分配レベル」においても境界線を描き、正統でないと思われる関係を排除してきたのである。

この点を踏まえると、近代家族や婚姻制度、結婚像によって正統なものとして承認されてきた関係は、その内実の豊かさのうえに特権化されてきたというよりも、「夫婦中心・血縁中心・核家族」という特定の家族像に適合していたがゆえに、〈家族〉という「地位」を与えられてきた関係であったと捉えることもできる。すなわち、これまで前提とされてきた家族像は、関係の内実が先行して〈正統〉と判断されたのではなく、結婚を通じて〈家族〉という地位が与えられることで、〈正統〉な関係として位置づけられてきたと言い換えることができる。

したがって、ブレイクの議論を踏まえた本稿における結婚の〈正統性〉とは、関係の内実を評価する基準ではない。むしろそれは、結婚という法的・文化的枠組みの中で特定の関係にのみ〈家族〉という地位を与え承認や権利、社会的価値の中心に位置づけてきた承認の構造を指す。

もちろんここでいう関係の内実とは、性愛の有無を基準とするものではない。「最小結婚」は従来の一夫一妻的な結婚も含め、さまざまな関係の在り方を排除しない構想である。そこでブレイクは成人間の「ケア」を軸とした「最小結婚」論を展開する。ここで言うケアとは「広い意味では身体的・情緒的ケア、あるいは単なる気遣う態度（特定の他者への配慮）まで含む場合もある」（ブレイク 2019=2012: 272）という。

同時に、関係の内実とは出産・育児の有無を基準とするものでもない。「最小結婚」においては、結婚と養育の分離が強調される。成人間のケア関係は自由に採択されるべきであっても、子どもに対する親のケアは強制されるべき責務であり、そしてまた結婚の外にいる子どもたちにもケアを提供することを可能にするという理由からである（ブレイク 2019=2012: 253）。

ブレイク自身も制度設計は社会文脈に依るところが大きく、法律の詳細を提示することが目的ではないと繰り返し示すように（ブレイク 2019=2012: 278-279）、この「最小結婚」を現代日本の婚姻制度に反映させることは現状決して容易ではないだろう。しかし、「ケア」という視点から関係の内実に焦点を当てる理論的枠組みの存在は、現在自明のものとされ

る結婚の普遍的な前提を相対化する。それは、これまで排除されてきた関係の価値を想定し、新たな制度の在り方を構想する手がかりとなる。

### 5. 3 結婚の〈正統性〉を問い直す

本稿で確認してきたように、〈結婚〉は特定の関係に「地位」を与え、〈正統〉なものとして承認し、その枠組みに当てはまらない関係を排除してきた。その判断の基準は、関係の内実ではなく、近代において制度的・文化的に構築されてきた「夫婦中心・血縁中心・核家族」というかたちに適合するか否かである。この近代的な結婚・家族観と親和的な存在として理解されてきたのが、『若草物語』『赤毛のアン』といった少女小説であった。確かにこれらの少女小説は、結婚を女性の成熟や人生の帰結として描く。

しかし同時に、その物語世界には、性愛・血縁関係の有無によって閉じられない親密性や共同生活の実践が描かれていた。これらの点について、第5章2節で確認したブレイクの「最小結婚」論を踏まえるならば、『若草物語』『赤毛のアン』といった物語の内部では、家族実践の内実が結婚という制度形式と必ずしも一致しないという事実が描かれていたと解釈することができる。実際、『若草物語』シリーズにおけるプラムフィールドでは、ジョーとベアという異性夫婦が共同体の中心に位置づけられつつも、家族的な親密性、ブレイクのいう「ケア」の担い手は、夫婦と血縁的親子関係に独占されない。複数の大人と子どもが生活を共にし、成長や規律、情緒的な支えを分かち合うこの場は、「家族＝夫婦とその子ども」という近代家族の範囲と担い手を拡張する実践として描かれていた。また、『赤毛のアン』シリーズにおけるグリーン・ゲイブルズでは、婚姻を基軸としない関係の中で家族的な生活と親密性が編み直されていく。未婚の兄妹と孤児から始まるこの家族は、血縁や夫婦関係に依拠せず、感情の共有や生活の維持を通して家族としての内実を形成していくのである。また、その後も同居者の増減などを経て家族の形態が柔軟に変化していく点は、家族を固定的な単位ではなく関係の積み重ねとして捉える視点を示しているといえるだろう。

もっともブレイクの議論は成人間のケア関係を基軸とした婚姻制度の再構想を目的としているため、少女小説に描かれた子どもの養育を重要な要素として含む家族実践とは必ずしも射程を同一にしない。しかし、「ケア」という視点から「結婚」という概念を捉え直し、その〈正統性〉を問い直すことは、現実において周縁化されがちな関係性の価値を可視化する。そして、「夫婦中心・血縁中心・核家族」という枠組みに適合する家族を唯一の親密性の担い手とする理解をも相対化するのである。

こうした新たな読みの可能性について、久米依子（2015：45-50）は、日本における『赤毛のアン』の受容史を手がかりに論じている。『赤毛のアン』は、1990年代にフェミニズムの観点から批判される一方、2000年代以降主に男性論者からジェンダー規範を強化するものとして称賛されてきた。このようなバックラッシュに対抗するためには、テキスト・作家・読者を多面的に捉え、読者である私たち自身が「時代のイデオロギーの規制に呑み込まれず、テキスト受容から見出せる裂け目を絶えず追求する」（久米 2015：51）ことが必要だという。すなわち、私たちが何らかの規範に対抗しようとするとき、物語を固定的な意味に回収せず、あらためて〈読み直す〉こと自体が力になりうるということである。少女小説を「読

み直す」ことは、規範的な物語を単に否定するためだけの作業ではない。それは、結婚の正統性によって自然化されてきた家族像や親密性の在り方を問い直し、現代を生きる私たち自身の立場から、別様の関係の可能性を想像し直す営みである。

結婚は長らく〈家族〉という地位を独占してきた。その結果、結婚という枠組みに適合する関係のみを前提として制度が設計され、権利や利益の分配においても、その他の関係が周縁化される構造が形成されてきた。しかし、少女小説の内部に見出される「裂け目」を読み取ることによって、その正統性は決して自明のものではないと明らかになる。本論が示したのは、結婚をめぐる不平等が、関係の内実の欠如ではなく、恣意的な地位の付与と、それに基づく制度設計によって生じてきたという点である。少女小説を〈読み直す〉ことは、結婚の〈正統性〉を問い直し、固定化された〈結婚〉という概念を、多様な親密性の実践へと再構想するための、文化的想像力を取り戻す試みなのである。

## おわりに

本論では、日本の婚姻制度および近代家族モデルが、制度的・文化的に〈正統〉な関係を特定のかたち限定してきた過程を整理したうえで、『赤毛のアン』シリーズおよび『若草物語』シリーズを手がかりに、その正統性が物語の内部において必ずしも一貫して再生産されていないことを検討してきた。これらの作品に描かれる家族的実践は、性愛や血縁の有無を基軸としない親密性の構造を相対化する視点を与えてくれるものであった。

本研究は、少女小説を制度批判のための「対抗的な物語」として単純に位置づけるのではなく、規範的な物語の内部に存在する揺らぎや裂け目を読み取ることで、結婚や家族をめぐる理解を問い直す試みであった。その意味で、本論が示したのは、結婚や家族の内実を否定することではなく、結婚に付与されてきた正統性を一度相対化し、より開かれた関係の想像可能性を回復するための視点である。

もっとも、本研究にはいくつかの課題も残されている。第一に、本研究においては『若草物語』シリーズおよび『赤毛のアン』シリーズについて、日本語翻訳版を主たる分析対象としており、原文との細やかな表現差や語義の違いについては十分に検討できていない。翻訳は作品の受容や意味形成に大きな影響を与える文化的媒介であり、原文との比較分析を行うことによって、より精緻な読解が可能となるだろう。

第二に、本研究はテキスト内部の表象や語りに着目する立場を取ったため、作者自身の生育環境や思想的背景、あるいはプリンス・エドワード島やニューイングランドといった地域固有の歴史・文化的文脈については十分に踏み込むことができなかった。今後は、作家論や地域的視点を導入することで、物語に描かれる家族像や親密性がいかなる社会的条件のもとで形成されていたのかを、より多角的に検討する余地があると考えられる。

第三に、本研究は、結婚における正統性を相対化する文化的・理論的枠組みの検討を主眼としており、同性婚や選択的夫婦別姓、個人単位を基礎とする社会保障制度といった、具体的な制度改革の是非や設計については、直接的に論じていない。これらの論点は、結婚が特定の関係に権利や承認を集中させてきた現行制度の在り方を問い直すうえで重要であるが、

本研究では、そうした制度的議論の前提となる「どのような関係が家族として正統化されてきたのか」という文化的理解の枠組みに焦点を当てた。今後は、本論で得られた知見を手がかりに、具体的な制度設計や政策論との接続を検討していく余地があるだろう。

それでもなお、本研究で行った少女小説の〈読み直し〉は、結婚や家族をめぐる規範を所与のものとして受け取るのではなく、文化的想像力を通して問い返すための一つの足掛かりを示すものであったと考える。現在結婚によって規定される家族が唯一の親密性のかたちではないという視点を保持し続けることが、現代における多様な関係の在り方を考えるうえで、今後も重要な意味を持ちうるだろう。

## 参考・引用文献

- 安西文雄, 2024a, 「同性婚と平等」. 『明治大学法科大学院論集』 27: 1-26.
- \_\_\_\_\_, 2024b, 「法の下での平等」. 安西文雄・巻美矢紀・宍戸常寿『憲法学読本[第4版]』  
有斐閣
- 池田弘乃, 2024, 『LGBTのコモン・センス—自分らしく生きられる世界へ』 第三文明社
- 池野ひさお, 2024, 「家族の絆と教育—オルコット『若草物語』を中心に」. 野口啓子・池野  
ひさお・山口ヨシ子編『アメリカ文学にみる女性の教育』 彩流社
- 井上俊, 1973, 『死にがいの喪失』 筑摩書房
- 大越愛子, 2001, 「恋愛三位一体幻想」. 大越愛子・堀田美保編『現代文化スタディーズ』 晃  
洋書房
- 小倉千加子, 2014, 『「赤毛のアン」の秘密』 岩波書店
- 長志珠絵, 2023, 「近代家族像と文明規範」. 山口みどり・弓削尚子・後藤絵美・長志珠絵・  
石川照子編『論点・ジェンダー史学』 ミネルヴァ書房
- 落合恵美子, 1989, 『近代家族とフェミニズム』 勁草書房
- 木村民子, 2023, 『少女小説をジェンダーから読み直す』 亜紀書房
- 久保田裕之, 2022, 「性愛規範を超えて—最小結婚と非性愛ケア(親密性)関係」. 植村恒一郎・  
横田裕美子・深海菊絵・岡野八代・志田哲之・阪井祐一郎・久保田裕之『結婚の自由—  
「最小結婚」から考える』 白澤社
- 久米依子, 2015, 『「赤毛のアン」をめぐる言説配置: 90年代フェミニズム批評とバックラ  
ッシュ』 『国文目白』 54: 42-52.
- 厚生労働省, 2025, 『令和6年(2024)人口動態統計月報年計(概数)の概況』  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai24/dl/gaikyouR6.pdf>
- 国税庁, 2025, 「令和6年分民間給与実態統計調査」  
[https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2024/pdf/R06\\_00.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2024/pdf/R06_00.pdf)
- 齊藤笑美子, 2017, 「カップルの特別扱いに合理性はあるか?」. 『セクシュアリティと法』  
法律文化社
- 斎藤美奈子, 2021, 『挑発する少女小説』 河出書房新社
- 阪井祐一郎, 2024, 『結婚の社会学』 筑摩書房
- 菅総子, 2008, 『少女小説ワンダーランド』 明治書院
- 田間泰子, 2015, 「「近代家族」の成立」. 岩間暁子・大和礼子・田間泰子編『問いからはじ  
める家族社会学—多様化する家族の包摂に向けて』 有斐閣
- デビッド・ノッター, 2007, 『純潔の近代—近代家族と親密性の比較社会学』 慶応義塾大学  
出版会
- 内閣府, 2022, 『令和4年版 少子化対策白書』  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2022/r04pdfhonpen/pdf/s1-3.pdf>

- 内閣府男女共同参画局, 2021, 「いわゆる事実婚※に関する制度や運用等における取り扱い」 <https://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/pdf/6.pdf>
- \_\_\_\_\_, 2022, 『男女共同参画白書 令和4年版』
- [https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04\\_tokusyu.pdf](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/pdf/r04_tokusyu.pdf)
- 永田夏来, 2017, 『生涯未婚時代』 イースト・プレス
- 二宮周平, 2007, 『家族と法—個人化と多様化の中で』 岩波書店
- 福田二郎, 2022, 『ローラとアンの子育て物語』 音羽書房鶴見書店
- 堀江有里, 2022, 「天皇制とジェンダー／セクシュアリティ—国家のイデオロギー装置とクィアな読解可能性」. 菊池夏野・堀江有里・飯野由里子編『クィア・スタディーズをひらく2—結婚, 家族, 労働』 晃洋書房
- 本多真隆, 2019, 「近代家族論—私たちの思う家族は昔からあったのか」. 西野理子・米村千代編『よくわかる家族社会学』 ミネルヴァ書房
- 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ—家族と愛情のパラドックス』 新曜社
- \_\_\_\_\_, 2013, 「日本家族のこれから—社会の構造転換が日本家族に与えたインパクト」 『社会学評論』 64(4): 649-661.
- \_\_\_\_\_, 2019, 『結婚不要社会』 朝日新聞出版
- 大和礼子, 2015, 〈結婚〉. 岩間暁子・大和礼子・田間泰子『問いからはじめる家族社会学—多様化する家族の包摂に向けて』 有斐閣
- 湯沢雍彦, 2005, 『明治の結婚 明治の離婚—家庭内ジェンダーの原点』 角川学芸出版
- Alcott, Louisa May, 1868, “Little Women,” Puffin Classics. (=2008 吉田勝江訳『若草物語』 角川出版)
- \_\_\_\_\_, 1869, “Little Women Part Second (Good Wives),” Puffin Classics. (=2008 吉田勝江訳『続若草物語』 角川出版)
- \_\_\_\_\_, 1871, “Little Men,” Puffin Classics. (=2008 吉田勝江訳『第三若草物語』 角川出版)
- \_\_\_\_\_, 1886, “Jo’s Boys,” Puffin Classics. (=2008 吉田勝江訳『第四若草物語』 角川出版)
- Aries, Philippe, 1960, “L’Enfant et la vie familiale sous l’Ancien Regime,” Paris: Plon. (=1980 杉山光信・杉山恵美子訳『〈子供〉の誕生—アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』 みすず書房)
- Brake, Elizabeth, 2012, “Minimizing Marriage: Marriage, Morality and the Law,” Oxford University Press. (=2019 久保田裕之監訳『最小の結婚—結婚をめぐる法と道徳』 白澤社)
- Foster, Shirley and Simons, Judy, 1995, “What Katy Read: Feminist Rereadings of ‘Classic’ Stories for Girls,” University of Iowa Press. (=2002 川端有子訳『本を読む少女たち—ジョー・アン・メアリーの世界』 柏書房)
- Montgomery, L. M., 1908, “Anne of Green Gables,” Bantam Books. (=2008 村岡花子訳『赤毛のアン』 新潮社)

- \_\_\_\_\_, 1909, “Anne of Avonlea,” Bantam Books. (=2008 村岡花子訳『アンの青春』新潮社)
- \_\_\_\_\_, 1912, “Chronicles of Avonlea,” SeaWolf Press Classic. (=2008 村岡花子訳『アンの友達』新潮社)
- \_\_\_\_\_, 1915, “Anne of the Island,” Bantam Books. (=2008 村岡花子訳『アンの愛情』新潮社)
- \_\_\_\_\_, 1917, “Anne’s House of Dreams,” Bantam Books. (=2008 村岡花子訳『アンの夢の家』新潮社)
- \_\_\_\_\_, 1919, “Rainbow Valley,” Bantam Books. (=2008 村岡花子訳『虹の谷のアン』新潮社)
- \_\_\_\_\_, 1920, “Further Chronicles of Avonlea,” SeaWolf Press Classic. (=2008 村岡花子訳『アンをめぐる人々』新潮社)
- \_\_\_\_\_, 1921, “Rilla of Ingleside,” Bantam Books. (=2008 村岡花子訳『アンの娘リラ』新潮社)
- \_\_\_\_\_, 1936, “Anne of Windy Poplars,” Bantam Books. (=2008 村岡花子訳『アンの幸福』新潮社)
- \_\_\_\_\_, 1939, “Anne of Ingleside,” Bantam Books. (=2008 村岡花子訳『炉辺荘のアン』新潮社)
- \_\_\_\_\_, 2009, “The Blythes Are Quoted,” SeaWolf Press Classic. (=2012 村岡花子訳『アンの思い出の日々（上）（下）』新潮社)
- Stevens, W. N., 1963, “The Family in Cross-Cultural Perspective,” Holt, Rinehart and Winston. (=1971 山根常男・野々山久也訳『家族と結婚—その比較文化的解明』誠信書房)